規制・制度改革分科会の取組について(1)

推進体制と政治のリーダーシップの発揮

(従来)

- ·従来の改革推進組織は、民間有識者からなる総理大臣の 諮問機関(規制改革会議)が中心。
- · 答申取りまとめに際し、各省には拒否権あり。実現には規制改革担当大臣、総理のリーダーシップが必須。

(今回)



- ·規制·制度改革分科会の会長に大塚副大臣、会長代理に 田村政務官就任。
- ·分科会報告書の取りまとめに際し、田村政務官を中心に政 務三役が積極的に相手省庁の三役と調整·折衝を実施。

特定のステークホルダーとの関係等もあり、なかなか進捗しなかった課題への取組

(例)

医療分野 保険外併用療養の在り方



・保険外併用療養の範囲拡大(「柔軟かつ迅速な新たな仕組」の導入)

患者が自らの希望で自由に治療を選択できるよう制度を見直すべきであるとの観点から、関係省調整。

農業分野 農協等の在り方



国民に対する食料の安定供給や、国内の農業生産の増大等の実現に向け、各団体がその機能や役割を効率的・効果的に発揮できるようにしていく観点から、関係省庁調整。

(効果・成果)

日本での承認を待てないがん患者、難病患者が、選択により国内未承認薬を 保険療養との併用で使用できる。また、他に代替治療がない場合、(治験に参加できなくても)治験中の療法を試みることができる。

農協に対する金融庁検査(検査実施のための基準・指針作成)

新規農協設立の弾力化(農協中央会協議条項の廃止)

農協等に対する独禁法の適用除外について実態把握・検証を実施

(効果・成果)

金融庁検査の実効性の向上により、預金者保護及び適正なガバナンスが確保される。

農業者の選択肢が増大し、意欲ある多様な農業者による農業経営が推進されるとともに、農協間競争が促進され、各農協が切磋琢磨することで経営改善が期待される。

公正・自由な競争が促進され、サプライチェーンの多様化や意欲的な農業者の創意工夫の発揮により、農業の健全な発展につながる。

規制・制度改革分科会の取組について(2)

農業分野 農業委員会



・農業委員会の組織、構成員、担うべき機能の見直し等に着手。

(効果・成果)

農業委員会の客観性・中立性の向上により、新規に農業に参入しようとする者の参入が円滑に行なわれる。また、不適切な利用・転用が減り、優良農地の保全や農地の流動化が確保される。

政治のリーダーシップがないと役所も自ら見直しには踏み切れなかった課題への取組

(例)

・法改正を伴う規制については、長い間見直しがなさてれないケース。



・輸出通関における保税搬入原則(昭和29年の関税法制定時からの原則)の見直し

(効果・成果)

保税地域に限定されることなく、企業にとって最適な時期、最適な場所での輸出通関申告やコンテナー積込が可能となることで、リードタイム短縮、コスト削減が図られ、輸出企業の国際競争力強化につながる。



·大規模木造建築物に係る構造規制(昭和25年の建築基準法制定時からの基準) の見直し

(効果:成果)

木材の利用促進によってCO2排出量が抑制されるとともに、地域材の需要拡大によって地域活性化が図れる。また、木質空間による安心かつ親しみやすい空間作りへ貢献できる。

規制・制度改革分科会の取組について(3)

(例)

・地域の実情にかかわらず、 国が一律の数量的な指針を 示しているケース。



·介護施設等に係る参酌標準(介護施設等の利用者を、要介護2以上の認定者の37%以下とすることを目標とする)の撤廃

(効果:成果)

適正なサービスが供給されることによって、利用者が自らの希望に応じて介護を受けられる環境整備が進み、特別養護老人ホーム等への待機者解消にもつながる。



・レアメタルのリサイクルを効率的・効果的に行うための新たな制度構築についての検討(地域に密着した廃棄物処理事業者は慎重)

(効果:成果)

商社などの物流ネットワークの活用による広域的回収や、コンビニやショッピングセンターなどにおける使用済小型家電等の回収が期待できる。

・地域の利害関係等のため、政治的な判断がなされてこなかったケース。



・再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し 自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化に向けたガイドライン策定(自治体、温泉事業者等は慎重)

(効果:成果)

導入ポテンシャルの高い自然公園や温泉地域において、環境保全等とのバランスを保ちつつ、風力・地熱発電の適切な導入が促進される。

規制・制度改革分科会の取組について(4)

成長戦略等を踏まえた新たな視点での課題への取組

・CO₂削減に向けた「チャレンジ25」を踏まえた規制の見直し



・再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し 大規模な太陽光発電設備に係る建築確認申請の不要化による設置促進

(効果:成果)

4m以下の太陽光発電設備について、取扱いが明確化されるとともに、豪雪地帯など、支柱の高さが4mを超える場合であっても、必要な安全措置を行うことで大規模な太陽光発電設備を円滑に導入することが可能となる。

・「内外に開かれた医療」実現の視点で の取組



・国際医療交流の促進

(短期滞在ビザにおける「医療」目的の明示、外国人医師の日本国内での診療に係る臨床修練制度の改正)

(効果・成果)

日本の医療技術の対外的なアピールや医療関連産業の振興が期待できる。